

堺市精神保健福祉審議会の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市精神保健福祉審議会条例(平成17年条例第69号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、堺市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)の会議(以下単に「会議」という。)の運営について必要な事項を定める。

(会議の特例)

第2条 会長は、特に緊急を要するため、会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した文書を委員及び臨時委員に回付し、その意見を聴取し、又は賛否を問うことにより、会議に代えることができる。

(会議の公開等)

第3条 会議は、公開するものとする。ただし、会長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は出席委員(臨時委員を含む。)の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 堺市情報公開条例(平成14年条例第37号)第7条各号に掲げる情報について審議するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。

(会議録)

第4条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員及び臨時委員の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(守秘義務)

第5条 審議会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 条例第8条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(傍聴者の定員等)

第6条 会議を傍聴することができる者(以下「傍聴者」という。)の定員は10人とし、会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、会長は、会場の規模等を考慮して、傍聴者の定員を変更することができる。

2 会長は、特に必要があると認める場合は、報道関係者席を設けることができる。

(傍聴の手續等)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、受付において会議の傍聴について申し出なければならない。

2 傍聴の受付は、会議の開会の30分前から開始する。ただし、会長が必要があると認める場合は、これを変更することができる。

3 前項の受付においては、先着順により傍聴者を決定するものとし、定員に達したときは、当該受付を締め切るものとする。

4 前項の規定による決定を受けた傍聴者は、係員の指示により会場に入場しなければならない。

(傍聴者への資料の提供)

第8条 会長は、必要に応じて傍聴者に会議の資料を提供するものとする。

2 傍聴者は、前項の規定により提供された資料のうちあらかじめ返却を要するものとして提供されたものについて、会議の終了後、返却しなければならない。

(傍聴者の入場制限)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入場することができない。

(1) 会議を妨害し、又は他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 前2号に掲げる者のほか、会議の秩序を乱し、又は会議の進行の妨害となるおそれがある者

(傍聴者の遵守事項)

第10条 傍聴者は、会場においては次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 会長及び係員の指示に従うこと。

(2) 委員その他協議会の関係者に対する発言、拍手その他の行為により自己の意見を表明しないこと。

(3) 私語、飲食等他人の迷惑になる行為をしないこと。

(4) みだりに席を離れ、又は会場内を立ち歩かないこと。

(5) 許可なく写真又は動画の撮影、録音等を行わないこと。

(6) 携帯電話、パソコン等の電子機器類について電源を切り、又は音を発しない設定とすること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第11条 傍聴者は、第3条の規定により会議が非公開とされたときは、会場から退場しなければならない。

2 会長は、傍聴者が第9条又は第10条の規定に違反する場合は、これを制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(庶務)

第12条 審議会(部会を含む。)の庶務は、精神保健課において行う。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和4年8月3日から施行する。